

第 19 期

第 40 回

総会議事録

令和6年6月18日

1. 開催年月日 令和6年6月18日(火)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15			
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17			
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 荘 原文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時 5分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

池上 慎一郎

署名人

古川 弘作

事務局	ただいまより、第40回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。皆さん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 田んぼに関しては春作業無事、終わったと思います。 果樹農家はこれから大変だと思えますけれど、事故・けがないように農作業やっていただきたいと思います。 慎重審議、よろしくお願いします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 8番 池上 慎一郎 委員 12番 古川 弘作 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	取り下げについて、ご説明いたします。 議案書の2ページの富久山6番、1件が取り下げになりました。 次に議案の追加があります。追加議案はタブレットに追加議案第3号としてアップロードしています。 以上でございます。

議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 本日はまず、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 議案書の9ページをお開きください。 まず、1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 5月31日、事務局職員と合同調査を行いました。 これらの農地は山の裾に隣接している農地で、現在は雑木や雑草に覆われています。 調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 農地法第2条第1項の農地に該当しないと思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番1件について、 非農地と決めます。 次に、2番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 5月28日、事務局職員と合同調査を行いました。 現地はいずれも山林と隣接しており、平成13年頃から耕作しておらず、現在は雑木が大きく生い茂り山林となっており、農地に復元することは困難と判断しました。

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。 次に、3番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員の同居の親族が願出人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	3番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 5月29日、事務局職員と合同調査を行いました。 周辺はすべて山林に囲まれており申請地も30年以上、耕作されて おらず、山林化しており農地復元は困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)

議 長	以上で、議案第 5 号を終わります。 続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、娘 2 人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について 許可と決します。 次に、2 番 1 件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 6 月 5 日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

	今回、空き家を購入するので付帯する農地も取得して農業開始するということです。 6月8日に現地確認しました。現在は渡し人の娘さんが野菜を栽培しており、適正に管理されていました。 農地取得後は妻と2人でぶどうを栽培するそうです。栽培技術は熱海町在住のぶどう農家の指導を受けます。周囲は水田と宅地で栽培に問題はないと思われます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に、3番と4番の 2件について、付議いたします。小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	3番と4番の調査の結果を報告いたします。 まず3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 6月10日に現地を見て来ましたが、周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 6月10日に現地を確認して来ました。雑草が生い茂っていましたが受け人に話したところ、今後はトラクターで耕起し野菜を作付けするとのことでした。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について許可と決します。 次に、5番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と両親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	5 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5 番 1 件について 許可と決します。 次に、7 番と 8 番の 2 件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	7 番と 8 番の調査の結果を報告いたします。 まず 7 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人は数年前に今回の渡し人からの使用貸借により 農業開始しており、現在も意欲的に取り組んでいます。 今回、お互いの年齢を考え贈与することにしました。 地域との調和要件は以前から住んでいることから 問題ありません。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが ご審議のほどよろしく願いいたします。 次に 8 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 6 月 5 日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 渡し人と受け人は親子で、渡し人が高齢になったことから 受け人に贈与するものです。 受け人はこれまで通り、近所の農家に手伝ってもらいながら 農業をするとのことでした。 また自宅は申請地の隣にあり、以前から住んでいることから 地域との調和要件も問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	7番と8番の 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番と8番の 2件について、 許可と決します。 次に、9番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 6月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また6月3日に現地調査したところ、申請地は適切に 管理されていました。 農作業常時従事要件につきましては、畑は自宅敷地に 隣接しており、毎日の管理が可能です。 地域との調和要件については地域の農地利用調整に協力する旨 確約しており問題ないと思われます。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に 支障が生じる恐れはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について

	許可と決します。 次に、10番 1 件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子委員	10番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 この農地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1 件について許可と決します。 次に、11番 1 件について、付議いたします。 なお、この件につきましては、委員の同居の親族が受け人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第 1 項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。

	この農地について、現地調査をしました、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に、12番の 1件について、付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 6月5日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 使用借人が84歳と高齢ではありますが、10年以上前から この土地を借りて野菜を作付けしていたそうです。 今回正式に申請し、これまで通り耕作するそうです。 農機具は使用貸人から借ります。 6月7日に現地調査しましたが、きれいに管理されていました。 今後はカリフラワー、小松菜などの自家用野菜を作付けし 農作業は娘、孫が手伝います。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1 件について 許可と決します。 次に、13番と14番の 2 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番と14番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。 まず、13番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に、14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番と14番の 2 件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番と14番の 2 件について許可と決します。 以上で、議案第 1 号を終わります。 続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は太陽光発電設備です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 申請地の北東側は道、南東側及び東側は畑ですが盛り土、切土は行わずフェンスを設けるため土砂の流出は発生しません。 雨水は自然浸透、汚水と雑排水は発生しません。 太陽光パネルの最高高さは2.6mで日照に影響はありません。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－カ で農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、2－a－①及び②、2－b－①の第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は 2－1－（1）－カー（イ）で、第 2 種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。

	以上補足説明いたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 許可と決します。 次に、2 番 1 件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は物流センター建設のための現場事務所及び 駐車場のための一時転用です。 6 月 9 日に現地確認及び貸人、行政書士等への 聴き取りを行いました。 申請地の西側は主要地方道郡山・矢吹線に面しており 東と南北は水田になっております。地目は田ですが親の代で 作付けは終わっており、長年耕作放棄の状態でした。 居住地と申請地が遠く離れており、今後も作物を作る予定は なく、できれば売却したいとの話でした。 申請地は転圧工事等により土壌の流出を防ぎ、雨水は合併浄化槽で 処理後、側溝に排出しますので周辺農地への影響はないと 思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－(1)－ア－(ア)で

	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-Cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。 次に、3番 1件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は宅地分譲地です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 6月10日に現地を確認して来ました。申請地周辺は宅地に囲まれており、他の農地への営農条件の障害はありません。 転用に伴う他の行政機関への申請も問題なく、申請目的の実現は確実です。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は、許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 次に、4番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は糖塚地区産業廃棄物管理型最終処分場事業において、従来の土地では手狭になり申請に至ったものです。 資材置場及び駐車場24台分のための一時転用です。 農地への復元方法は資材を完全に撤去し、一時転用前の状態に戻す確約書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-Cで、2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決します。 次に、5番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は太陽光発電設備です。 受け人は再生可能エネルギー発電事業を行っており、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。 6月10日、現地確認したところ適正に管理されていました。 南側にわずかに水田がありますが、北と西は道路、東側は駐車場で太陽光発電設備を設置しても集団農地を分断する恐れや日照等の被害を及ぼす恐れはなく、周辺農地への悪影響はないと認められます。 6月17日、受け人の担当者から電話で話を聴きました。 許可後は申請書通りに工事を進めたいとのことでした。 申請書には資金証明書等が添付されており、事業は申請書通り進むものと確信しました。

	調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番から6番までの 6件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から6番までの6件について利用権設定4件、所有権移転2件の申請があり審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番から 6 番までの 6 件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番から 6 番までの 6 件について 承認と決します。 以上で、議案第 3 号を終わります。 続いて、議案第 4 号「事業計画変更に関する処分決定について」 を議題といたします。 まず、1 番と 2 番の 2 件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	まず 1 番について、調査の結果を報告いたします。 営農型発電設備の事業計画変更です。 変更前、変更後の内容は記載のとおりです。 変更の理由は営農作物の変更です。この案件は令和 3 年 10 月に 開催の第 31 回総会、議案第 5 号で許可したものです。 6 月 12 日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 3 年前から営農作物として小麦を栽培していましたが、 十分な収穫量を確保できませんでした。 会社として栃木・宮城・福島県内で畜舎を構え、牛・羊・豚の 飼養をしており、飼料代高騰などの近年の事情を踏まえて 牧草の栽培に計画を変更したいとのことです。 現在、福島県内でも 19 件の実績があり、周辺回りにフェンス 及び水飲み場の設置を計画しております。 この面積ですとおおよそ牛 2 頭で 2 週間放牧の予定です。 県中農林事務所普及部との打ち合わせも済んでいます。 調査の結果、承認相当と思われますがご審議のほど よろしくお願いいたします。 次に 2 番についてご報告いたします。 第 5 条許可申請、一時転用の事業計画変更です。

	変更前、変更後の内容は記載のとおりです。 変更の理由は転用期間の延長です。 この案件は令和５年８月18日開催の第29回総会議案第５号で許可した案件です。本年３月31日までに工事終了予定でしたが地域住民の要望で工事の一時中断があり、工事が遅れています。 また社内の人事異動での連絡ミスもあり、事業計画変更申請の提出を失念し、顛末書が添付されています。 ６月12日に現地調査及び聴き取り調査を行いましたが一敷地全面に鉄板を敷くなど周りの農地への影響はありませんでした。 調査の結果、承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番と２番の ２件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番と２番の ２件について承認と決します。 次に、３番 １件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	田村３番についてご報告いたします。 令和５年10月18日に許可した案件ですが、冬期間に通行止めにし工事を行う予定だったが、スクールバスを運行する必要があったため通行止めができなくなったため、延長の申請になります。 調査の結果、承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	３番 １件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、3番 1件について承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号は、農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。 今回は農用地区域からの除外のみとなっており、編入はありません。除外の内容ですが、公共性の高い事業に供されている土地、錯誤の土地、非農地となった農地を農用地区域から除外するものです。 錯誤の土地とは実態として既に農用地区域ではなくなっているが、農用地利用計画上は農用地区域として残っているため実情に合わせた整理を行う必要がある土地です。 公共性の高い事業に供されている土地、錯誤の土地の詳細は資料1－2のとおりで合計16筆、5,256.10㎡です。 また、登記地目が非農地に変更された農用地や、農業委員会で現況が山林・原野であることを理由として非農地判断した農用地について、農用地から除外するものについての詳細は資料1－3のとおりで合計34筆、20,436.19㎡です。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございませんか。
	(意見交換を経て)
議 長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて、議案第7号「令和7年度農業施策に関する

	意見の提出等について」を議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から説明を求めます。
鈴木 光一 委員長	福島県農業会議から令和7年度農業施策に関する意見の提出等について、依頼がありましたので5月16日の農業相談日に検討し、5月24日に推進委員事前検討委員4名による検討を行いました。 5月28日の推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。内容は事務局から説明します。
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	タブレットの令和7年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書（案）をご覧ください。 1 食料安全保障関係ですが (1) 新たな食料安全保障制度について こちらについては国に対して2つの意見です。 一つ目、各地域における穀物生産体制の整備及び需要に応じた備蓄が必要である。 二つ目、食料安全保障について、国民の理解や意識を高める施策を講じること。 次に(2) 食料自給率の向上対策について こちらは五つの意見です。 一つ目、大豆、麦、飼料作物等の作物生産に対する長期支援と水田を活用した作付け拡大に向けた助成金を拡充すること。こちらは現在進めています経営所得安定対策などの事業拡充を要望します。国・県です。 二つ目、米粉用に適した品種の確保と普及を推進すること、国です。 三つ目、農業者の所得を確保すること、国です。 四つ目、国内未利用資源、河川敷用地などの活用促進を図ること、国です。 五つ目、みどりの食料システム戦略の実現に向けての強化を図ること、こちらにつきましては昨年同様の内容を提出しています。 次に(3) 適正な価格形成について こちらは国に対して、二つの意見です。 一つ目、再生産可能な農畜産物の適正な価格形成の仕組みを

構築すること。

二つ目、国民に対し、国内農畜産物の適正価格について理解醸成を促進する施策を講ずること。

次に（４）生産資材の安定確保について
こちらについては三つの意見になります。

一つ目、国内の食品廃棄物や汚泥、畜産廃棄物等の有効活用及び肥料等の安定供給を図る施策を講じること、国・県です。

二つ目、国内資源及び代替え品活用のための助成を行うこと、国です。

三つ目、生産資材の輸入に関し、価格の高騰対策及び安定供給対策を継続すること、国です。

次に（５）その他 は三つの意見になります。

一つ目、輸入食料の安全性に関して、農業生産管理工程等を国民にわかりやすく表示すること、国です。

二つ目、有機栽培や特別栽培など、化学肥料を低減し環境に配慮した農業の普及促進を更に図ること、国・県です。

三つ目、食料自給率の維持向上につながる持続可能な農業を実現するため、小規模農家の所得対策を講じること、国です。

続いて２ 担い手の育成支援

（１）担い手育成・確保について

こちらについては三つの意見になります。いずれも国・県に
対しての意見です。

一つ目、スマート農業関連の機械・設備への導入に対し、
より活用しやすい補助事業の拡充を講じること。

二つ目、６次産業化の推進においては農業分野だけでなく
食品業や観光業など他産業との連携を支援する仕組みづくりを
強化し、品目や地域に対応した補助事業を創設すること。

三つ目、地域計画に位置付けられた農家、農業法人についての
総合的な支援策を講じること。

次に（２）新規参入・新規就農者や多様な人材の確保について
こちらはいずれも国・県への要望で三つです。

一つ目、新規就農希望者への研修の場の提供、就農後の
サポートの拡充を図り、地域の担い手として定着できるように
支援すること。

二つ目、定年退職者や移住希望者、半農半Xなど、多様な担い手を対象とした研修や補助制度を創設し、安定した収入が確保できるよう支援すること。

三つ目、地域計画に位置付けされない兼業農家、小規模農家に対する国の考え方について、施策等を含め明確な方針を示すこと。

次に（3）農業労働力の確保について
こちらは三つの意見です。

一つ目、外国人材の雇用継続を図るための支援の充実・拡充を図ること、国です。

二つ目、農繁期に農作業を支援する団体の組織化や仕組みづくりを推進し、その活動を支援すること、国・県です。

三つ目、企業や学生等の農業体験を通し、農業への興味・関心を深めてもらい、ライフスタイルに合わせた人材確保の取り組みを支援すること、国・県です。

次に（4）収入保険等セーフティーネットについて
こちらについては県への要望になります。

収入保険のつなぎ融資手続きのスピード化を図ること。

次に（5）グローバルマーケットへの対応について
こちらは4件になります。

一つ目、グローバルGAPの推進とGAP取得に関する支援を継続すること、国・県です。

二つ目、コメ輸出への支援を強化すること、国です。

三つ目、農産物と併せて日本の食文化を輸出する取り組みを行うこと。

四つ目、世界飢餓の深刻な地域に対して、米文化の知的財産を伝達し人道支援を図ること、国です。こちらについても昨年同様の意見の提出になります。

次に（6）その他
農研機構など国・県研究機関においての研究成果の周知を強化すること、国・県です。

続いて3 農業生産基盤の確保・強化

（1）農地集積・集約化、優良農地の確保について
こちらは国・県に対して3件の要望です。

一つ目、農地の集積・集約化を推進するための補助事業を拡充すること。

二つ目、農地バンクの活用により、農地の集積・集約化を一層進めること。

三つ目、農地バンクの手数料の見直しなど、利用しやすい仕組みを強化すること。

次に（2）農地の基盤整備について
こちらは3件の意見になります。

一つ目、過去に基盤整備事業を実施した地区を含め、大規模区画の再整備を支援すること、国。こちらは昨年も提出しています。

二つ目、基盤整備と併せ農産物集荷施設やスマート農業機械・設備の導入等、一体で取り組める補助事業を強化すること、国・県です。

三つ目、中山間地域等の小規模な圃場整備の要件緩和及び支援を拡充すること、国です。

次に（3）遊休農地解消・発生防止対策について
こちらは3つの意見になります。

一つ目、大豆、麦、そば等畑作物を主とした生産組織化への支援、生産に対する支援を強化すること、国・県です。

二つ目、経営転換協力金は昨年度、廃止になりましたが再事業化を図ること、国です。

三つ目、遊休農地解消事業の再事業化、国の事業が廃止になったことから再事業化になります。事業の拡充と手続きの簡素化を図ること、国・県に対してです。

次に（4）その他 水害対策として田んぼダムの有効性について広く周知すること、国・県です。昨年同様の意見です。

続いて、4 地域活性化対策

（1）地域計画の策定・実行支援について
こちらは国・県に対して2件の意見になります。

一つ目、農地バンクの機能をさらに推し進めること。

二つ目、地域計画実行に要する予算を確保すること。

次に（2）中山間地域等における営農環境の整備について
国に対して2つの意見です。

一つ目、日本型直接支払制度を継続すること。

二つ目、日本型直接支払制度の事務の簡素化を図り、
取組団体の負担軽減を図ること。

次に（３）有害鳥獣対策について
こちらは国・県に対して三つの要望です。

一つ目、鳥獣被害防止総合対策事業の継続及び近隣市町村との
広域的な防止対策を講ずること、昨年同様の意見の提出です。

二つ目、有害鳥獣捕獲隊員の育成支援を強化すること、
こちら昨年同様の意見の提出です。

三つ目、ＩＣＴを活用した有害鳥獣対策を実施する様々な
個人や団体に対して支援すること。

次に（４）その他 国・県に対しての意見になります。

一つ目、農業、農村の魅力を広める広報活動を拡充すること。

二つ目、農地付き空き家の情報提供や移住促進のための取組に
対する支援を強化すること。

５ 本県農業の復興

（１）営農再開に向けた環境整備について

輸入再開に向け、放射性物質吸収抑制対策、放射性物質の検査
体制への支援を継続すること、国・県になります。

次に（２）営農再開に向けた支援について
は意見がありませんでした。

次に（３）原発事故による風評対策について
国に対して２件の意見になります。

一つ目、海外における県産農畜産物に対する風評被害の払拭に
向けた取組を継続して実施すること。

二つ目、県産農畜産物については、長期的に補償及び損害賠償
請求制度を継続すること。

次に（４）その他
ですが、国に対しての意見です。

阿武隈川の減災対策工事について、計画の前倒しにより速やかに
完了させること、昨年同様の意見の提出です。

６ 農業委員会業務関係

（１）農業委員会制度について

	こちらは国・県に対しての意見です。 農業委員会制度及び委員の活動について、広く国民に周知すること。 (2) 農業委員会が所掌する農地関係制度について こちら国・県に対しての意見です。 違反転用未然防止のための対策を検討すること。 (3) その他 ですが国・県への意見です。 農業委員、農地利用最適化推進委員については、地域の担い手として多忙であり、また、業務も年多く複雑化していることから業務効率化の支援を講じること。 7 その他農業施策全般 (1) その他農業施策全般について こちらは三つの意見になります。 一つ目、肥料コスト低減に向け、土壌分析や分析機関に対し支援を強化し、土壌分析を推進すること国・県に対してです。昨年同様の意見を提出しています。 二つ目、環境汚染の原因となるプラスチックコーティング肥料の代替技術開発など、環境対策に対応した技術の開発支援及び技術の普及を図ること、国です。 三つ目、生産資材や農業用機械等の価格高騰への対策とし、より活用しやすい補助制度の充実及び手続の簡素化を図ること、国です。 説明につきましては以上です。 ご検討、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの鈴木 光一委員長及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(意見交換を経て)
議 長	ほかに、ございませんか。
事務局	(な し)
議 長	それでは、原案のとおり承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり承認と決します。

	以上で、議案第 7 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番 1 件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。 続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 27 番までの 27 件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。 続いて、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 次のとおり、1 番と 2 番の 2 件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第 3 号を終わります。 続いて、報告第 4 号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1 番と 2 番の 2 件について、 郡山市農業委員会規程第 17 条第 26 号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第 4 号を終わります。 ただいまの 第 1 号から第 4 号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 次に 5 月 17 日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。
事務局	市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る

農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、
申し出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の
可否見込みについて及び資料をご覧ください。

4月締め切り分で、11件の申請がありました。

1番から7番までが農業振興地域の除外の申し出、
軽1番から軽4番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。

中央1番の事業目的は、ドッグランで追認案件です。

申し出者は申請地にドッグランを開設していました。

申請地は大槻行政センターから1km以内の距離にあり、かつ
1kmの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の割合が
40%を超える公共施設至近距離農地で第2種農地です。

第2種農地の転用は、申請地の他に目的達成可能な土地が
ないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地
にも影響を与えないことから許可できます。

中央2番の事業目的は、事務所、倉庫、駐車場です。

申し出者は、郡山中央スマートインターチェンジから近くに
物流倉庫を計画しており、事務所、倉庫、駐車場を設置することと
しております。

申請地は郡山中央スマートインターチェンジから
おおむね300m以内の第3種農地、公共施設便益地域内農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

300mを超える区域は10ha以上規模の集団農地で第1種農地ですが、
主として第1種農地以外事業として許可できます。

逢瀬3番の事業目的は一般住宅です。

申し出者は、申請地に住宅の建築と駐車場3台を設置することと
しました。

申出地は10ha以上規模の集団農地で第1種農地ですが、
集落接続事業として許可要件できます。

湖南4番の事業目的は物置です。

申出地の登記地目が宅地で、現況地目も宅地で農地ではないので、農地転用許可は不要です。

西田 5 番の事業目的は一般住宅です。

申し出者は、申請地に住宅の建築と駐車場 4 台を設置することとしました。

申請地は10ha以上規模の第 1 種農地ですが集落接統事業として許可できます。

西田 6 番の事業目的は資材置場、重機置場です。

申し出者はダンプ 2 台と重機 5 台の駐車場と機材や碎石置場として使用するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第 2 種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できます。

西田 7 番の事業目的は駐車場及び一般住宅です。

申し出者は申請地に一般住宅を建築することとしました。

申請地は農地改良が実施された第 1 種農地です。

第 1 種農地に住宅を建てる場合の許可基準は集落接統事業ですが、住宅が一戸しかなく集落接統事業には該当しないため、許可基準はありません。

安積軽 1 番の事業目的は農産用倉庫及び駐車場です。

申出者は、農業用資材置場、農機具等の駐車場を設置することにしました。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可できます。

逢瀬軽 2 番の事業目的は農産用倉庫で追認案件です。

申出者は、農業用倉庫を設置しておりました。

申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設のため、農地法施行規則第 2 9 条第 1 号により許可不要です。

逢瀬軽 3 番の事業目的は農産用倉庫で追認案件です。

	申出者は、農業用倉庫を設置しておりました。 申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設のため、農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。 片平軽4番の事業目的は農産用倉庫です。 申出者は、農業用倉庫を設置することとしました。 申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設のため、農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。 以上で、今回の申請の概要説明といたします。
議 長	次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。
中尾 一明 委員	5月17日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。 農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、11件の申請があり協議しました。 特別委員会では、11件の申請のうち6件は記載のとおり許可基準を定め、3件については農地法施行規則により1件は非農地のため農地転用は不要と決しました。 またもう1件については第1種農地、集落接統事業の許可基準がないと判断しました。 決定内容については11件合わせて市長に報告することに決し、既に報告しております。 以上、特別委員会の報告とさせていただきます。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。
	(なし)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第40回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第40回総会（令和6年6月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

13件で、 田 43, 687.11㎡ 畑 7, 470㎡ でした。

第5条 農地の転用は

5件で、 太陽光発電設備2件、宅地分譲地1件、一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。